

平成 30 年度春季 入学料徴収猶予の決定について(通知)

このことについて、別紙名簿のとおり決定されました。
なお、徴収猶予不許可となった学生は名簿に記載されていませんので、照会等がある場合は、学生支援センターまで申し出てください。
入学料の納付については、下記の方法により手続きを行ってください。

記

猶予不許可者の納付期限

平成 30 年 7 月 18 日(水)まで

猶予許可者の納付期限

平成 30 年 9 月 28 日(金)まで

入学料の納入方法

入学料については、結果通知に同封されております「入学料の納付について」のとおり、最寄りの金融機関で指定の口座へ振り込んでください。また、金融機関の取扱時刻についてご注意ください。

注意事項

- ※ 期日までに納入がない場合は、除籍となりますので、十分留意してください。
- ※ 虚偽の申請が判明した場合、または懲戒処分を受けた場合は免除の許可を取り消すことがあります。